

神戸市住宅改修助成事業

対象工事・見積の作成

(一般財団法人)神戸在宅医療・介護推進財団

兵庫県 人生いきいき住宅助成事業

<目的>

○ 高齢者及び障害者をはじめ、すべての県民が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる住環境を整備するため、住宅を社会公共財という視点から、高齢者等に対応した**既存住宅の改造等**に要する経費を助成し、長寿社会に対応した人にやさしい住まいづくりと「福祉のまちづくり条例」の理念を実現することを目的とする。

<実施主体>

○ この事業の実施主体は市町とする。

助成対象工事

- 助成対象工事は、既存の建築物の構造耐力上主要な部分（建築物の倒壊の防止等を目的とする構造耐力上の面からみて主要な部分。筋交いの入った構造耐力上必要な壁、柱などをいう。）の変更を伴わない、新たな部品の取り付け、設備の更新などの「改造」工事とする。
- 一の施設内にある既存の建築物の延べ面積を増加させる「増築」工事や、既存の建築物の構造耐力上主要な部分の一部を除去し、間取りの変更を行う「改築」工事（あわせて、「増改築」工事）は、助成対象工事とはならない。

助成対象工事

＜浴室・洗面所＞

- 浴室出入り口の段差解消 浴室床面のかさ上げ
- 中折り戸・引き戸への取り換え
- 手すりの取り付け
- 浴室へのシャワーの取り付け
- レバー式水栓等への取り換え
- 浴槽の取り換え
- 浴室への介助用電動釣り具の取り付け（移動式を除く）
- カウンター型洗面台への取り換え
- 段差解消のための洗面所の床の貼り換え
- 段差解消のための洗面所の開き戸から引き戸への取り換え

助成対象工事

<便 所>

- 段差解消のための床の貼り換え
- 引き戸への取り換え
- 段差解消のための洗面所の開き戸から引き戸への取り換え
- 手すりの取り付け
- レバーハンドル錠等への取り換え
- 和便器から洋便器への取替え・洋便器の設置(既存の洋便器の取り換えは除く)

助成対象工事

<玄関>

- 上がり框の段差解消のための式台の設置
- 玄関から道路までの通路の段差解消(スロープ化又は階段昇降機の取り付け)
- 手すりの取り付け(玄関から道路までの通路への手すりを含む)
- レバーハンドル錠等への取り換え

助成対象工事

<廊下・階段>

- 階段の蹴込み板の取り付け
- 手すりの取り付け
- 段差解消のための廊下の床の貼り換え

助成対象工事

<居室>

- 出入口の段差解消
- 段差解消のための床の貼り換え
- 段差解消のための開き戸から引き戸への取り換え
- 開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造
- 畳からフローリングへの床の貼り換え

助成対象工事

<台 所>

- 段差解消のための床の貼り換え
- 段差解消のための開き戸から引き戸への取り換え
- 流し台の改造
- レバー式水栓等への取り換え
- レバーハンドル錠等への取り換え

手すり

単純な形状の手すり(I型・L型)に基準額を設定

手すり棒

木製または樹脂製など、
素材の別及び太さを明記

ディンプル付、フラットの別を明記



平手すりの場合はその旨を明記(OTの指示による)

ブラケット



基本: エンドブラケットまたはL付エンドブラケットを使用

補強方法

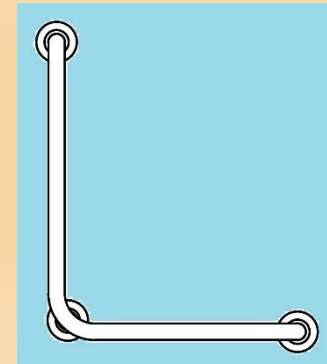
補強板を使用。

エンドベースを使用する場合はその旨明記要。



既存壁の状況により、補強板が取付けられない場合は、壁下地の補強で対応。

※手すりを取り付ける部分のみ



※ ※壁下地補強が確認できる写真(工事途中)が必要

手すり

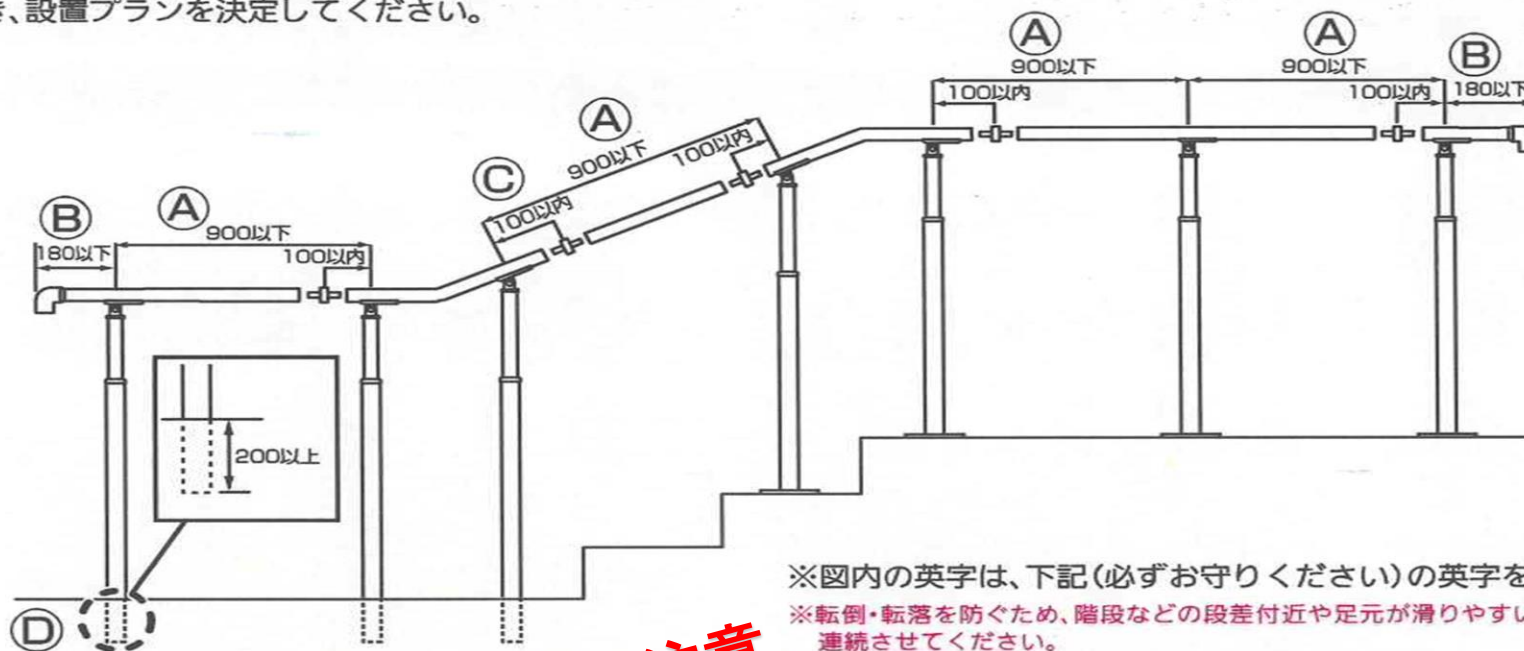
木製手すり

手すりの取付基準

メーカーの
取付基準等
を遵守

1 プラニング(使用部材の割付と算出)

下記ルールにもとづき、設置プランを決定してください。



※図内の英字は、下記(必ずお守りください)の英字を表示しています。
※転倒・転落を防ぐため、階段などの段差付近や足元が滑りやすい場所では、必ず手すりを連続させてください。

必ずお守りください

立上げ手すりの高さ注意

- ①金具類および支柱の最大ピッチは900mm以下としてください。
- ②手すり端部のはね出し長さは180mm以下としてください。
- ③手すりの接続部分より100mm以内の所に必ず金具類、もしくは支柱を取付けてください。
- ④埋め込みタイプの支柱については、埋め込み寸法を、必ず200mm以上としてください。

浴室・洗面所改修工事

UB→UB

UB一式計上は不可（天井、壁は対象外）

改修場所	部分	工事内容	仕様	数量	単位	単価	金額	介護保険対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
								数量	単位	金額		
浴室・洗面所												
	1	解体・撤去工事	解体・撤去 廃材処分									
	2	木工事	浴室扉枠 浴室枠取付・壁補修工事									
	3	浴室設備工事	浴槽 床 扉(折戸) 扉(引戸) 設置工事									
	4	給排水工事										
	5	内装工事	扉周りの補修費									
		小計①										
	6	手すり合計	C									
	7	その他合計	D									
		小計(①+C+D)②										

浴槽、床、扉など、対象部位のみを計上。
工事費も対象部位に応じて計上。

電気工事は、開口幅拡張に伴うスイッチ移設などが対象。

ドア・手すりのみが対象となる場合、給水給湯排水工事、土間コンクリート工事は対象外。

床・浴槽のみが対象となる場合、間仕切壁造作、クロス補修工事は対象外。

※※取付箇所に下地がない場合は補強板を使用してもらうことになります。補強板及び補強板取付費を計上してください。壁下地を補強する場合も、見積書には補強板取付として計上願います。手すり取付工事のみの場合、養生費と廃材処分費は助成対象となりません。

浴室・洗面所改修工事

UB→UB

基本プランの金額が対象

お客様名 _____ 様

プラン品番	標準希望小売価格	見積合計金額
WBV1418AD1	1,088,000	1,083,300

<基本プラン> ⑤<セレクト>

保険対象	介護保険対象外合計		
	品名	金額	金額
介護保険対象	床	276,000	276,000
	ドア	45,000	45,000
	手すり	25,400	25,400
介護保険対象外	壁	184,000	184,000
	天井	90,000	90,000
	浴槽	151,000	151,000
	器具	163,200	163,200
	その他	58,800	58,800

※床・ドア・手すりは全国共通で介護保険の対象になりますが、地域によっては対象外(浴槽)の部位も対象になる場合がありますので各自自治体の公的介護保険窓口でご確認下さい。

【ご注意】

この金額は、介護保険申請用に作成したものですので、実際の部品・セレクトの積み上げ金額とは異なります。

対象となるオプションは…

有効開口幅拡張に伴う

折れ戸
片引き戸
2枚引戸

3枚引戸 など

2018年 9月 20日
株式会社

介護保険申請用 対象部材見積書

プラン品番	本体標準仕様 メーカー希望小売価格 (円)	見積合計金額 (円)
BMD5-1616LBZ	857,000	898,700

介護保険対象部分	品名	部材定価 (円)
洗い場床部分	洗い場床	210,000
—洗い場床	—洗い場床 (グレード標準仕様)	210,000
—床仕上げオプション	—リノイ-EP07単色<約1/1N66>	±0
ドア	折れ戸[段差11](800x2000)片引戸7	60,000
浴槽部分	浴槽	218,000
—浴槽	—一体浴槽(グレード標準仕様)	218,000
—FRP<約1/NW1>		±0
—浴槽内握りバー	—浴槽内握りバーなし	- 10,000
—サーモバス	—サーモバス	±0
—浴槽排水栓	—アコリック排水栓<約1/1>	±0
スライドフック付握りバー		-
フラットサポートバー		-
【握りバー】	数量	
—外>(500L)	1	8928-BTYPE-L600/W
—内>(600Hx600L)	1	8928L-BTYPE-600X600/W
		15,000
		28,000
		531,000

浴室・洗面所改修工事

浴槽、床材等のグレード

浴槽の材質や床仕上げ材は、既存と同等品を基本とします。



ただし、超過分を自己負担する
場合はこの限りではありません。



浴槽

FRP → FRP

ステンレス → ステンレスもしくはFRP

FRP → ステンレス、人工大理石

床仕上げ

モルタル → モルタル

タイル → タイルもしくはモルタル

モルタル → タイル

タイル → 保温機能付きタイル、石張り

浴室・洗面所改修工事

- 洗面台取換(車イス対応タイプなどに)
- 床嵩上げ等に伴う洗面台脱着
- 洗面台移設
- 床・出入口の段差解消
- 建具の取り換え
- 手すりの取付け



ミラーやキャビネット
部分是对象外

洗面ボウル及び洗面台の
み対象
※水栓を含む

サーモスタット水栓、自動
水栓は対象外

トイレ改修工事

トイレスペース新設

既存壁の仕上工事は対象外

※自動車式→洋式の場合の壁補修は対象

手すりの新設

洗面器の新設は対象外

床の段差解消

天井、壁は対象外

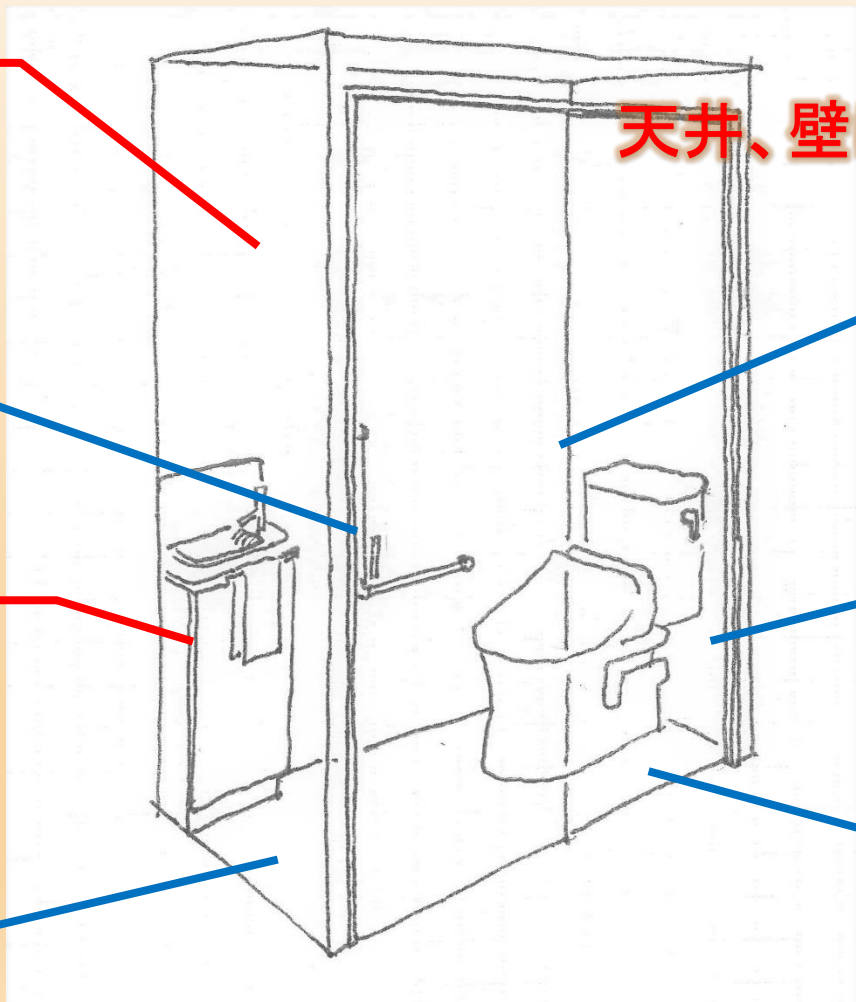
建具の新設

建具のタイプは、動作や有効開口幅等を検討の上選定。

※特殊な機能は、OTが身体機能面から必要と判断した場合のみ対象

便器の新設

建具まわりの壁造作



トイレ改修工事

便器・便座等のグレード

便座



普通便座のスローダウン機能は対象外



洗浄便座は、洗浄機能を付加できればよいため、他の機能は不要 → その他の機能が最も少ないタイプが対象



便器



タンク一体型の高機能タイプは対象外

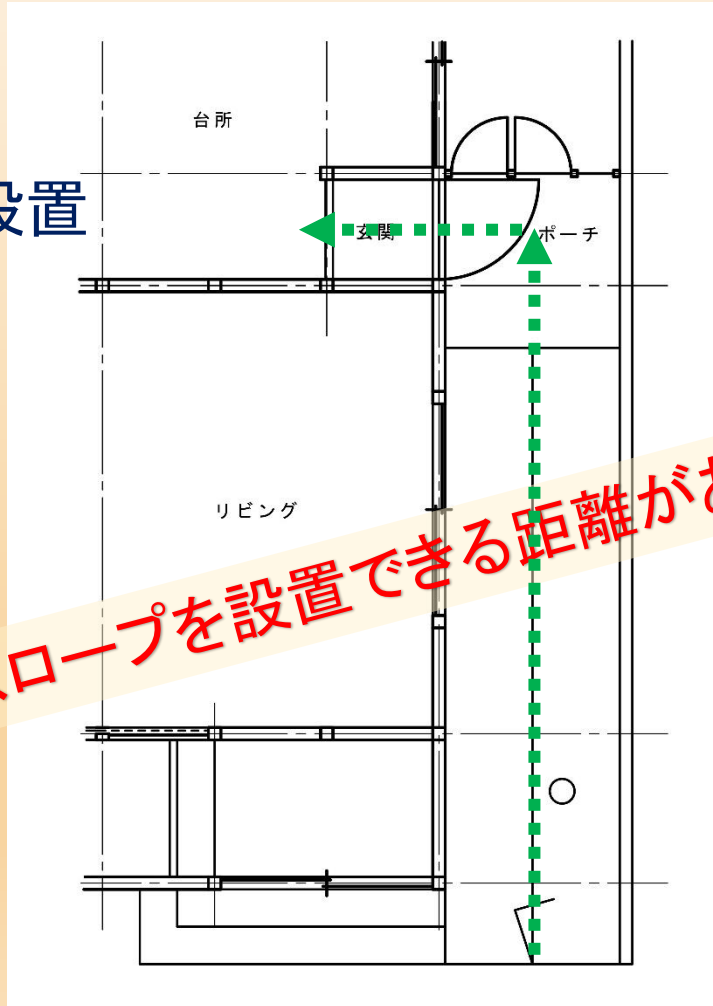
ただし、動作スペース確保等の必要性から、出幅の少ない便器への取替をする場合に、タンク一体型を認める場合はある。

※既存便器の移設等に対応できない場合

玄関改修工事

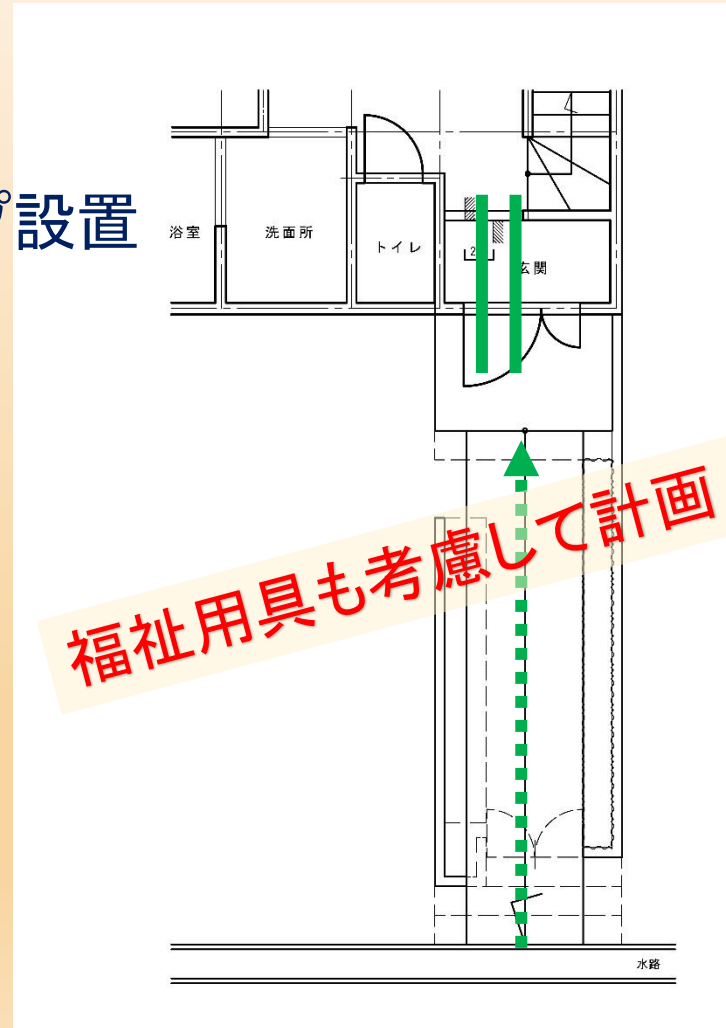
玄関から道路までの通路

スロープ設置



スロープを設置できる距離があるか

スロープ設置



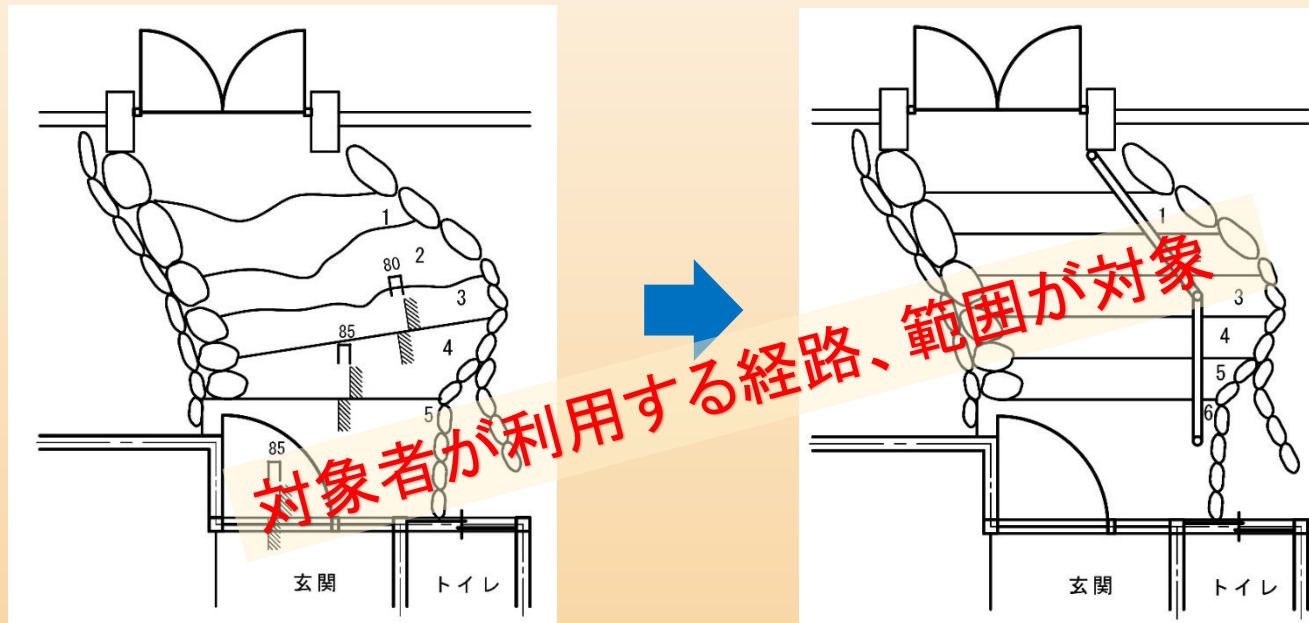
福祉用具も考慮して計画

玄関改修工事

玄関から道路までの通路

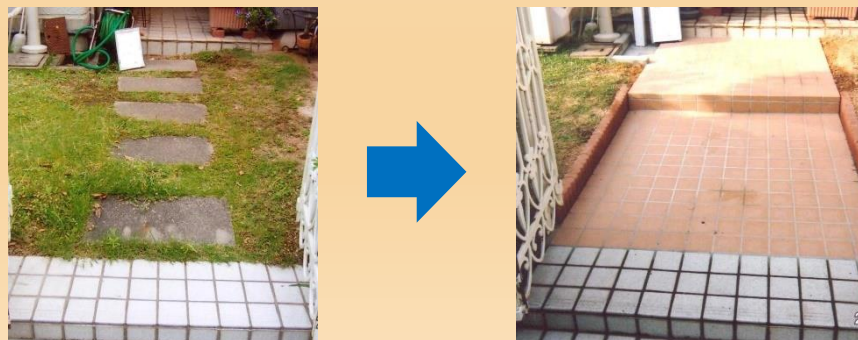
階段やりかえ

- 階段の蹴上Hを低く
例:5段→6段など
- 階段踏面の仕上げを変更
例:石積み→モルタル仕上げ など



整地

- 通路の仕上げを変更
例:飛び石→タイル仕上げ など



※介護保険で対象とならない段差解消機設置の為の整地も対象。

玄関改修工事

玄関開口幅拡張及び段差解消

玄関ドア取替

○有効開口幅拡張のための取替

例:

片開き→幅の広い片開き

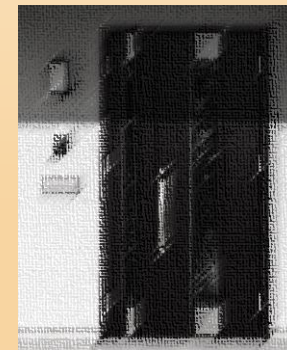
片開き→親子ドア

引き違い→片開き など

○出入口沓摺段差解消のための取替 など

ただし、玄関ドア等のグレードに制限アリ!

本体の対象金額は、各メーカーの最低ランク品程度とする。



玄関改修工事

階段昇降機の設置

対象となる条件 ⇒ 屋外に設置する場合

設置後の通路幅600を確保

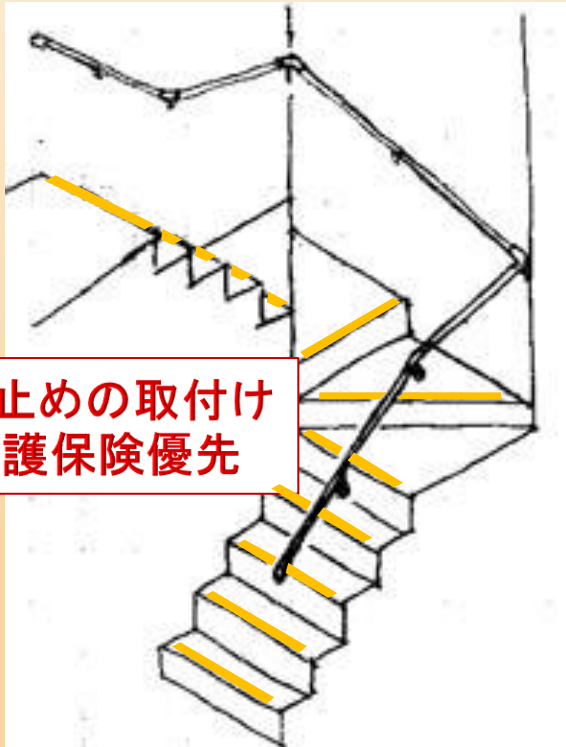


廊下・階段改修工事

階段等、複雑な形状の手すり計上方法

1. 部材込で計上する

改修場所	部分	工事内容	仕様	数量	単位	単価	金額	対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
								数量	単位	金額		
廊下・階段		木製手すり	斜め L○○○○+○○○ +○○○	1	セット		○○○○○					(定価○○○○)
		下地補強材	○○m	1	式		○○○○○					
		取付費		1	式		○○○○○					



滑り止めの取付けは介護保険優先

2. 部材を分けて計上する

メーカーの取付基準遵守

改修場所	部分	工事内容	仕様	数量	単位	単価	金額	対象部分			住宅改修の種類	算出根拠
								数量	単位	金額		
廊下・階段		木製手すり	斜め L○○○○ +○○○	1	本		○○○○					定価○○○○
			○○○○○○○	2	コ		○○○○					定価○○○○
			○○○○○○○	2	コ		○○○○					定価○○○○
			○○○○○○○	3	コ		○○○○					定価○○○○
		取付費		1	式		○○○○○					
		下地補強材	○○m	1	式		○○○○○					
		補強材取付費		1	式		○○○○○					

廊下・階段改修工事

階段昇降機の設置

対象となる条件 — 屋内階段に設置する場合

家屋の構造が

◇ 4号住宅

- a. 木造2階建以下で
延べ床面積が500㎡以下
- b. 非木造で階数1以下、
延べ面積200㎡以下

◇ 4号住宅以外

- a. 鉄筋コンクリート造
- b. 鉄骨造2階建
- c. 木造3階建
- など上記以外

建物の構造により届け出が必要

昇降機を設置した
場合の椅子の停止
位置を確認

昇降機の確認申請

申請先：
神戸市建築住宅局建築指導部
安全対策課

階段内に停止

階段外に停止

通路幅を
確認
次ページへ

訪問へ

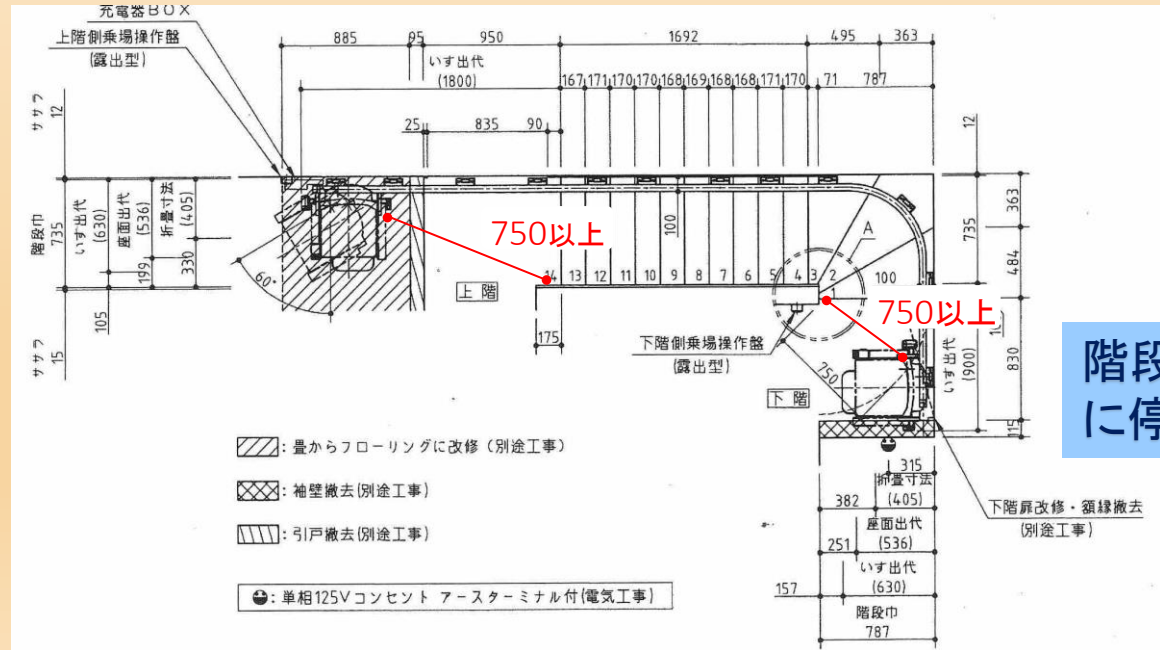
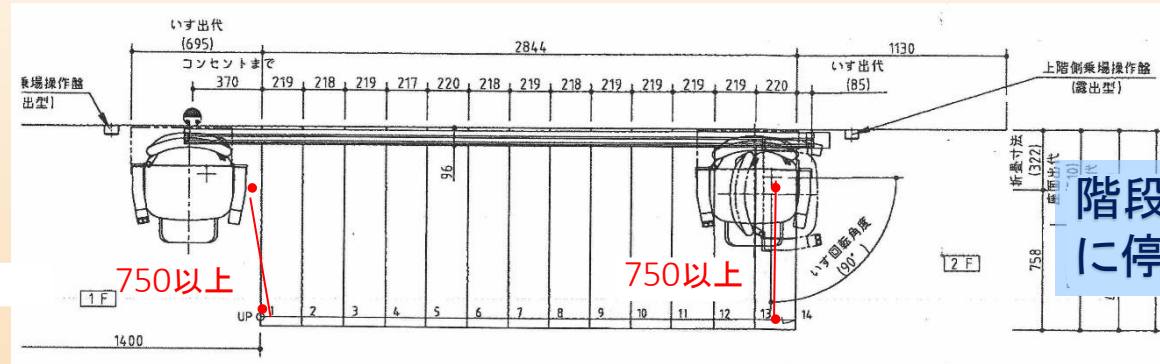
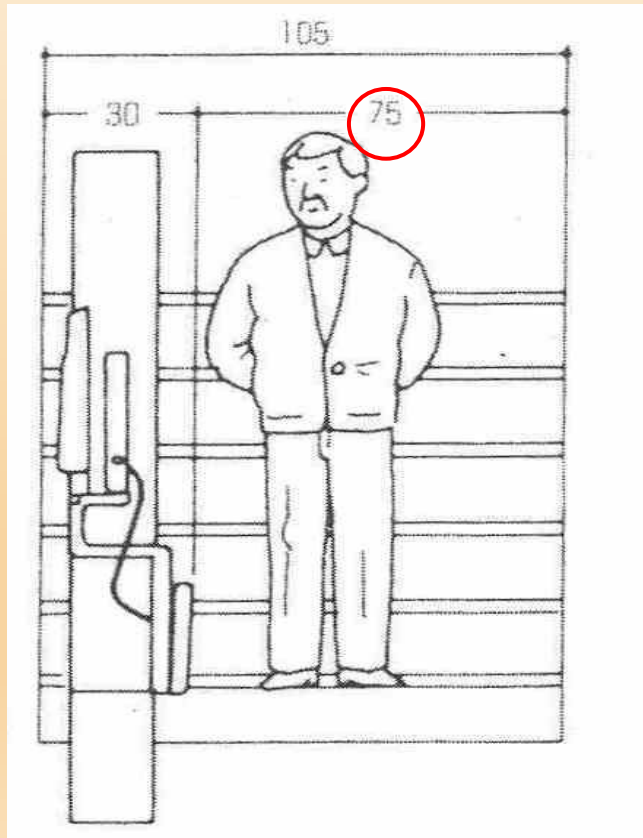
確認済証
を添付

廊下・階段改修工事

階段昇降機の設置

屋内階段の対象となる条件 — 通路幅

設置後の通路幅750を確保



居室・台所改修工事

出入口建具の改修

建具取替

○開き戸から引き戸、折れ戸等への取替

例:

片開き → 片引き

片開き → 折れ戸 など

○有効開口幅拡張のための取替

例:

片開き → 幅の広い片開き

片開き → 片引き

片引き → 2枚引き込み戸 など

居室・台所改修工事

床の段差解消

改修後も現状と同等の仕上げとすることを基本とする。

床材の選定

<現 状>

CF

Pタイル

フローリング

塗装

モルタル

タイル

等



<改修後>

CF

Pタイル,CF

フローリング、CF、Pタイル

塗装、CF

モルタル

タイル,モルタル

等

居室・台所改修工事

流し台の取替

上吊り棚や収納棚は対象外

助成対象工事
〈台所:流し台の改造〉
これまでの実績を参照し、基準額を設定。



設備機器は必要最低限の機能を満たすものが対象